

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

境町長 殿

届出人 住所

氏名

印

都市計画法58条の2第1項の規定に基づき

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の制限

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 猿島郡境町
2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日
3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日
4. 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) の建築物の建築又は工作物の設計の概要	(イ) 行為の種別		(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・修繕・移転)		
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
		I 敷地面積	m ²	m ²	m ²
		II 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		III 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		IV 高さ	V 用途		
	地盤面から	m	VI 垣又は柵の構造		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²		
	(ロ) 変更前の用途				
	(ハ) 変更後の用途				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

備考

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

地区計画の届出について

地区計画によって、快適でゆとりあるまちづくりが可能となりますが、それは、住む人みんなの協力によって実現されていきます。そのための第一ステップとして、個々の建築等の行為が、地区計画の内容に沿った計画であるかどうか判断するため、工事着工の30日前までに届出をしていただきます。

■届出を必要とする場合

届出が必要なのは、以下のようなときです。

- ・住宅などの建物を建てる時
- ・建物の用途を変更したり、増改築を行うとき
- ・土地の区画形質を変更するとき（切土・盛土・道路・宅地の造成等）
- ・垣又は柵を設置するとき

※ 地区計画の内容にあった設計であっても手続きは必要ですから、着工予定の30日以上前に、間違いなくお届けください。

■届出に必要な添付書類は？

届出に必要な図面等は、次のとおりです。

①土地の区画形質の変更の場合

- ・位置図 1/1000以上
- ・設計図 1/100以上
- ・その他必要と認められる書類（代理申請の場合は委任状）

②建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更、垣・柵の設置の場合

- ・位置図 1/2500以上
- ・配置図 1/100以上（境界から外壁までの距離も記入）
- ・平面図 1/50以上（各階の平面図）
- ・立面図 1/100以上（2面以上で外壁・屋根の色彩がわかるもの）
- ・構造詳細図 1/50以上（断面図・矩計図）
- ・その他必要と認められる書類（代理申請の場合は委任状）

※ ・書類は、2部提出してください。

- ・地区計画の届出と建築確認申請の両方が必要な行為については、建築確認申請に使用する図書と同じものを上記に基づいて提出してください。
- ・届出の行為（設計又は施行方法）を変更した場合には、変更届出書（添付図面も含む）の提出が必要となります。
- ・立面図は2面以上とし、最高の高さ及び軒高を図面に表示してください。もしくは断面図及び矩計図に表示してください。色彩はカタログ等の写しでも可。